

## 米子市監査委員告示第8号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月10日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

#### 1 監査の対象

建築住宅課

#### 2 監査の範囲

主として平成22年4月1日から平成23年4月末日までに執行された財務に関する事務

#### 3 監査期日

平成23年6月27日

#### 4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

#### 5 監査の概要

建築住宅課は建設部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 建築物に係る設計及び監督に関すること。
- (2) 建築物に係る電気設備及び機械設備に関すること。
- (3) 市営住宅の建設及び修繕に関すること。
- (4) 市営住宅の管理に関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と経理事務、

市営住宅の管理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成22年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成23年4月末日現在）は、別表のとおりであった。

## 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べておりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を監査した結果、支出及び精算事務は適正に事務処理されていたが、現金出納簿が作成されていなかったため、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 旅行命令簿において、部用車を本市の区域外で使用する際に必要な所管部長の許可について決裁を受けていないものがあったため、米子市部用自動車の使用に関する規程（平成17年米子市訓令第29号）及び旅行命令簿等の記載について（平成19年12月27日付け総務部長通知）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 行政財産使用料に関する収入事務について、納付期限を調定日から20日を超えて定めているものがあったため、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

また、使用料の算定に際し、電力供給配電線支持物の種別を誤って算定していると推察されるものがあったため、使用者とともに現況の電力供給配電線支持物を確認の上、速やかに精算すること。

エ 行政財産使用料の算出について、平成22年度の固定資産評価額を確認しないで、前年度と同額で調定し、徴収しているものがあったため、米子市行政財産使用料条例（平成17年米子市条例第64号）の規定に基づき、固定資産評価額を確認の上、必要であれば精算すること。

オ 自動車保管場所使用承諾証明書に関する交付手数料について、抽出により、関係書類を照合した結果、適正に事務処理されていると見受

けられた。

カ 社会資本整備総合交付金に関する申請事務について、関係書類を監査した結果、交付決定通知書において、正当決裁者の決裁がないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

キ 県営住宅陰田団地の管理及び家賃の徴収事務に関する委託金の申請事務について、関係書類を監査した結果、執行計画書（交付申請書相当）の提出及び交付決定通知書の受領に際し、総務部財政課長の協議を経ていないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ク 委託契約に関する支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ケ 工事請負費に関する支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

コ 土地借料に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

サ 補助金に関する交付事務について、抽出により、関係書類を監査した結果、補助金等調書及び補助金等交付要綱に基づき、適正に事務処理されていた。

シ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

## (2) 市営住宅の管理事務

ア 市営住宅使用料（以下「家賃」という。）の算定事務は、建築住宅課の公営住宅システム（以下「システム」という。）により電算処理されている。

家賃の算定事務について、抽出により、入居者の収入及び基準家賃台帳に基づき家賃を検算し、及びシステム画面に表示された家賃を照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

イ 家賃算定に係る入居者の収入額の再認定について、抽出により、収入額再認定申請書その他関係書類を検算し、及びシステム画面に表示された再認定後の家賃を照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

ウ 家賃の減免について、抽出により、市営住宅家賃等減免申請書その他関係書類を検算し、及びシステム画面に表示された家賃の減免額を照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

エ 駐車場使用料の算定について、抽出により、駐車場使用料基準額を基に領収済通知書に記載された市営住宅駐車場使用料と、システム画面に表示された入居者の収入基準及び駐車場使用料とを照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

オ 敷金は、米子市営住宅条例（平成17年米子市条例第151号）に基づき、入居者から入居時における家賃の3か月分に相当する額を敷金として徴収している。

敷金の徴収事務について、抽出により、歳入予算整理簿を基に、領収済通知書その他関係書類とシステム画面に表示された家賃とを照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

カ 敷金の還付事務について、歳入予算整理簿を基に、抽出により、還付伺い書その他関係書類を照合した結果、適正に事務処理されていると見受けられた。

キ 家賃の収納事務について、収納状況一覧表、滞納者カード、不納欠損処分りん議、不納欠損処分リストその他関係書類を監査した。

(ア) 平成22年度家賃の収納状況は、現年分の収納率が94.58パーセントであり、昨年度と比較すると1.6ポイント上昇しており、おおむね良好と見受けられた。

滞納繰越分の収納率は19.06パーセントであり、昨年度と比較すると、2.7ポイント落ち込んでいる。

滞納者カードを抽出により点検した結果、滞納者とおおむね接触されていると見受けられた。

(イ) 不納欠損処分状況は、平成22年度に滞納繰越分について重点的に整理されたこともあり、不納欠損額が大幅に増加している。

不納欠損処分は、十分な調査の上、精査し、処分することが必要である一方、負担公平の原則から徹底した時効中断措置の実施等に努められたい。

また、滞納繰越額が毎年増加していることから、滞納者と連絡を密に取り、生活状況の把握に努め、引き続き、徴収率の向上を図られたい。

### (3) 公有財産の管理事務

ア 市営住宅駐車場の使用許可に関する事務について、抽出により、市営住宅駐車場使用許可申請書、当該申請に係る使用許可決定通知書兼使用許可証（以下「決定通知書兼許可証」という。）その他関係書類とシステム画面に表示された収入情報及び収納台帳（使用料及び納付情報）を監査した結果、決定通知書兼許可証を交付した後、入居者が駐車する区画を変更する際、使用変更許可申請書を提出させないまま、区画を変更した決定通知書兼許可証を交付したものがあった。

また、入居者から使用許可申請があり許可したもののうち、許可を受けた者に決定通知書兼許可証を交付していないものがあったので、米子市営住宅条例の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 行政財産の目的外使用許可に関する事務について、行政財産使用許可（更新）申請書、当該使用許可書その他関係書類を監査した結果、使用許可を更新する場合に、使用期間満了1か月前までに、申請者から更新申請のための書面が提出されていないものが散見された。

また、行政財産使用許可（更新）申請書に、電柱等の平面図及び横断面図が添付されていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

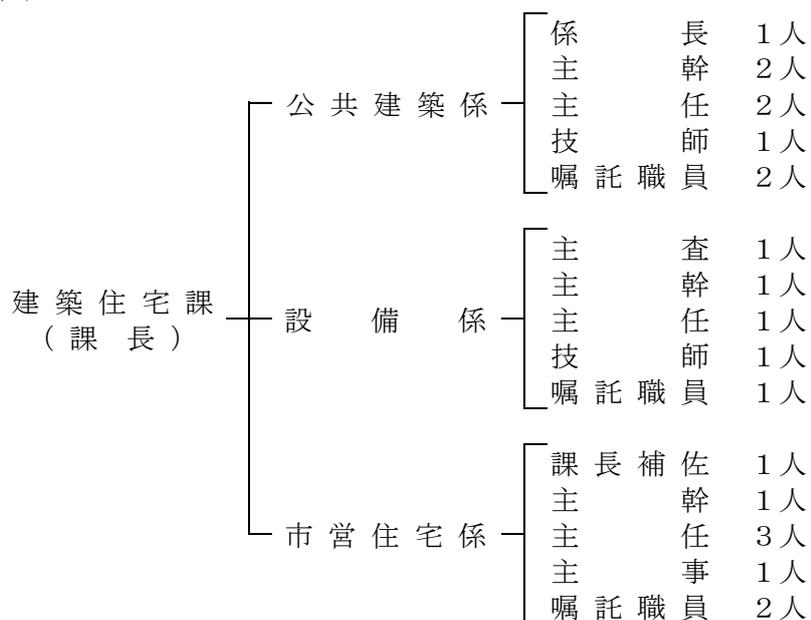
ウ 公有財産台帳の整備事務について、建築住宅課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、建物台帳副本において、物置を二重に登録しているもの及び建物明細欄に記載された建物について建築延面積が正本と一致しないものがあった。

また、土地台帳副本及び建物台帳副本において、所属課の名称が変更されたにもかかわらず、所属欄を「建築住宅課」に更正していないもの及び住居表示の実施に際し、町名表示を更正していないものがあつたので、米子市公有財産規則の規定に基づき、速やかに整備すること。

### (4) 物品の管理事務

備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、適正に事務処理されていた。

別図 組織図



別表 平成22年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成23年4月末日現在)

歳 入 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
土 木 使 用 料	323,834,000	371,604,342	301,160,546	70,443,796	93.0	81.0
土 木 手 数 料	285,000	272,550	272,550	0	95.6	100.0
土 木 費 国 庫 補 助 金	36,954,000	30,775,000	30,775,000	0	83.3	100.0
土 木 費 委 託 金	518,000	529,878	529,878	0	102.3	100.0
雑 入	34,650,000	35,118,571	29,083,504	6,035,067	83.9	82.8
土 木 債	44,000,000	0	0	0	0.0	-
合 計	440,241,000	438,300,341	361,821,478	76,478,863	82.2	82.6

※収入未済額に不納欠損額1,260,000円を含む。

歳 出 (単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
都 市 計 画 総 務 費	7,043,000	5,928,501	5,895,045	1,147,955	83.7	99.4
住 宅 管 理 費	255,965,000	232,328,925	232,156,578	23,808,422	90.7	99.9
住 宅 建 設 費	81,205,000	68,516,900	68,516,900	12,688,100	84.4	100.0
合 計	344,213,000	306,774,326	306,568,523	37,644,477	89.1	99.9

※繰越額を含む。